

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市省エネ家電製品等購入促進事業補助金
補助の区分	事業補助（奨励補助）
補助の概要	エネルギー利用の合理化の促進により脱炭素社会の実現を図るとともに、市内経済の活性化を推進するため、省エネ家電製品を購入する市民に対し、予算の範囲内において補助金を交付する
補助事業者	市民
補助対象経費	市内家電販売店が販売する、省エネルギー基準達成率100%以上であるエアコン、冷蔵庫（冷凍庫を含む）、LED照明器具の消費税を除いた購入価格（本体価格のみ、工事費は含まない）
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	上限50,000円、下限20,000円（ただし、LED照明器具は10,000円）
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	B 数値化不可
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法 本補助金は、市内経済の活性化推進と省エネルギー製品活用の促進を目的としているため、数値化は困難である。これらの推進の効果は、産業振興及び市内エネルギー需給の向上に資するため、産業、エネルギーに関連する市民アンケート等の統計情報により評価することを検討する
補助制度開始	令和5年4月1日
見直し時期	単年度限りの制度であるため不要
補助終期	令和5年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） 市内各戸配布により、補助金交付申請書付きチラシで周知 受付期間は、令和5年5月10日から令和5年6月16日まで
事業担当	（担当部署） 市民生活部 生活環境課
	（電話番号） 0259-63-3113